

医療的ケア児支援センターの指定について

1 根拠法

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律 (R3(2021).6.18 公布、9.18 施行)

2 業務

- ・ 医療的ケア児及びその家族等に対し、専門的に相談に応じ、又は情報の提供若しくは助言その他の支援を行うこと。
- ・ 医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体並びにこれに従事する者に対し医療的ケアについての情報の提供及び研修を行うこと。
- ・ 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関して、医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体との連絡調整を行うこと。

3 指定先

公募による (※令和4年1月25日～2月24日申請受付)

4 指定要件等

岡山県医療的ケア児支援センター指定要綱 (令和4年1月24日施行) による

5 指定期日

令和4年4月1日 (予定)

岡山県医療的ケア児支援センターの指定に係る申請の受付について

[通常ページへ戻る](#) 2022年1月25日更新／障害福祉課

岡山県医療的ケア児支援センターの指定に係る申請の受付について

岡山県医療的ケア児支援センター指定要綱（令和4年1月24日施行）第4条に基づく申請を次のとおり受け付けます。

（１）申請受付期間

令和4年1月25日（火曜日）～2月24日（木曜日）

〔持参の場合 土日祝を除く9時～12時、13時～17時〕

〔持参・郵送共通 2月24日（木曜日）17時必着〕

（２）提出書類

- ・ 岡山県医療的ケア児支援センター指定申請書（様式第1号）
- ・ 本事業年度における法人の事業計画書及び収支予算書
- ・ 前事業年度における法人の事業報告書、収支決算書及び財産目録
- ・ 定款又は寄附行為（原本証明を行うこと）
- ・ 法人の登記事項証明書（発効日から3か月以内のもの）
- ・ 役員の名簿（任意様式）
- ・ 指定申請に係る申立書（様式第5号）
- ・ 誓約書（様式第6号）

（３）提出・問合せ先

岡山県保健福祉部障害福祉課 障害福祉サービス班
電話：０８６－２２６－７３４５

(4) 指定要綱

- ・ 岡山県医療的ケア児支援センター指定要綱

 岡山県医療的ケア児支援センター指定要綱 [PDFファイル/124KB]

(業務内容の一部については県からの委託事業になるものも含まれます)

- ・ 岡山県医療的ケア児支援センター指定要綱様式（指定申請書等）

 岡山県医療的ケア児支援センター指定要綱 様式（第1号）《指定申請書》 [Wordファイル/64KB]

 岡山県医療的ケア児支援センター指定要綱 様式（第2号～第5号） [Wordファイル/40KB]

 岡山県医療的ケア児支援センター指定要綱 様式（第6号） [Wordファイル/35KB]

(5) 参考

・  医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和3年法律第81号） [PDFファイル/175KB]

・  医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の施行に係る医療的ケア児支援センター等の業務等について（令和3年8月31日厚生労働省事務連絡） [PDFファイル/643KB]

●お問い合わせ先

岡山県保健福祉部障害福祉課 障害福祉サービス班
連絡先：086-226-7345

岡山県医療的ケア児支援センター指定要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和3年法律第81号）」（以下「法」という。）及び「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の施行に係る医療的ケア児支援センター等の業務等について（令和3年8月31日厚生労働省事務連絡）」に定めるもののほか、必要な事項を定め、岡山県医療的ケア児支援センターの円滑な業務の実施を図ることを目的とする。

(業務内容)

第2条 岡山県医療的ケア児支援センターは以下の業務を実施する。

- (1) 医療的ケア児（18歳に達し、又は高等学校等を卒業したことにより医療的ケア児でなくなった後も医療的ケアを受ける者のうち引き続き雇用又は障害福祉サービスの利用に係る相談支援を必要とする者を含む。）及びその家族その他の関係者に対し、専門的に、その相談に応じ、又は情報の提供若しくは助言その他の支援を行うこと。
- (2) 医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体並びにこれに従事する者に対し医療的ケアについての情報の提供及び研修を行うこと。
- (3) 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関して、医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体との連絡調整を行うこと。
- (4) 上記（1）から（3）に掲げる業務に附随する業務

(指定の要件)

第3条 知事は、社会福祉法人その他の法人（以下「社会福祉法人等」という。）が、次の各号に掲げる事項に適合すると認めるときに限り、岡山県医療的ケア児支援センターとしての指定（以下「指定」という。）をするものとする。

- (1) 医療的ケア児の支援について相当の知識と実務経験を有するとともに、過去において、本事業と類似する業務を的確に実施するなど、第2条に規定する事業を遂行するに足りる十分な能力及び実績を有する社会福祉法人等であること。
- (2) 役員等（暴力団員による不当な行為の防止などに関する法律（平成3年法律第77号）第9条第21号ロに規定する役員をいう。）が、次に掲げる事項のいずれにも該当しないこと。
 - ① 暴力団員等（岡山県暴力団排除条例（平成22年岡山県条例第57条）第2条第3号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる者
 - ② 暴力団（岡山県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等の統制下にあると認められる者
 - ③ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- (3) 暴力団員等、暴力団又は暴力団員等の統制下にある者並びに暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者が、経営に実質的に関与していないと認められる法人
- (4) その他、岡山県医療的ケア児支援センターとして不適格でないこと

(指定の申請)

第4条 指定を受けようとする者は、県が指定する期日までに、岡山県医療的ケア児支援センター指定申請書（様式第1号）及び必要な添付書類を知事に提出しなければならない。

(事業計画の届出)

第5条 指定を受けた社会福祉法人等（以下「指定法人」という。）は、毎年度、県が指定する期日までに、岡山県医療的ケア児支援センター業務計画書（様式第2号）を知事に提出しなければならない。

(事業実績報告書の提出)

第6条 指定法人は、毎年度終了後30日以内に岡山県医療的ケア児支援センター業務実績報告書（様式第3号）を知事に提出しなければならない。

(変更の届出)

第7条 指定法人は、法人の名称、所在地、代表者等の内容を変更する場合は、岡山県医療的ケア児支援センター指定変更届出書（様式第4号）を知事に提出するものとする。

(報告の徴収等)

第8条 知事は、指定法人に対して、必要があると認める場合は、その業務の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に指定法人に立ち入らせ、その業務の状況に関し必要な調査若しくは質問をさせることができる。

(改善命令)

第9条 知事は、業務の適正な運営を確保するために必要があると認めるときは、指定法人に対し、その改善のために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(指定の取消し)

第10条 知事は、指定法人が、次の各号のいずれかに該当する場合には、指定を取り消すことができる。

- (1) 第8条に定める報告をしない又は虚偽の報告をした場合
- (2) 第8条に定める調査又は質問に応じない場合
- (3) 前条に定める命令に違反した場合

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱を実施するために必要な事項については、知事が別に定めるところによる。

2 この要綱に定めのないものについては、事前に知事に協議するものとする。

附則

この要綱は、令和4年1月24日から施行する。

(様式第 1 号)

岡山県医療的ケア児支援センター指定申請書

令和 年 月 日

岡山県知事 伊原木 隆太 殿

法人住所
法人名称
代表者 職・氏名

岡山県医療的ケア児支援センター指定要綱（令和 4 年 1 月 2 4 日施行）第 4 条の規定により、次のとおり申請します。

《添付書類》

- 1 本事業年度における法人の事業計画書及び収支予算書
- 2 前事業年度における法人の事業報告書、収支決算書及び財産目録
- 3 定款又は寄附行為（原本証明を行うこと）
- 4 法人の登記事項証明書（発行日から 3 か月以内のもの）
- 5 役員の名簿（様式任意）
- 6 指定申請に係る申立書（様式第 5 号）
- 7 誓約書（様式第 6 号）

1 法人の概要

(ふりがな)			
名称			
所在地		(〒 -)	電話
		FAX	
代表者職・氏名			
担当者	職・氏名		
	住所	(〒 -)	電話
		FAX	
	E-mail		
設立年月日		年 月 日	
沿革		(任意様式を添付)	
ホームページ		有 (URL) ・ 無	
主な事業			
医療的ケア児支援センターとして業務を行う施設の名称・設置予定場所			
その他		法人運営の業務に関し、主務官庁、所轄庁等から改善命令等特段の処分、その他法令等の違反による処分等の有無 (いずれかに○) () あり →具体的な処分等の内容及び時期を下記に記入 () なし	

2 岡山県医療的ケア児支援センターの業務に関する基本的な計画

① 実施体制

② 実施計画
ア 業務全般

- イ 医療的ケア児等及びその家族に対し、専門的に、その相談に応じ、又は、情報の提供若しくは助言その他の支援を行うにあたっての計画

- ウ 医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体並びにこれに従事する者に対し医療的ケアについての情報の提供及び研修を行うにあたっての計画

岡山県医療的ケア児支援センター業務計画書

年 月 日

岡山県知事 様

法人住所

法人名称

代表者 職・氏名

(電話)

(FAX)

年 月 日付け 第 号で指定を受けた岡山県医療的ケア児支援センター業務の計画は、次のとおりです。

記

1 業務の年度

2 業務の内容（様式は任意）

① 実施体制

② 実施計画

ア 業務全般

イ 医療的ケア児等及びその家族に対し、専門的に、その相談に応じ、又は、情報の提供若しくは助言その他の支援を行うにあたっての計画

ウ 医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体並びにこれに従事する者に対し医療的ケアについての情報の提供及び研修を行うにあたっての計画

エ 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関して、医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体との連絡調整を行うにあたっての計画

3 添付書類

(様式第3号)

岡山県医療的ケア児支援センター業務実績報告書

年 月 日

岡山県知事 様

法人住所

法人名称

代表者 職・氏名

(電話)

(FAX)

年 月 日付け 第 号で指定を受けた岡山県医療的ケア児支援センター業務
を次のとおり終了しました。

記

1 業務の年度

2 業務の内容（様式は任意）

① 実施体制

② 実績

ア 業務全般

イ 医療的ケア児等及びその家族に対し、専門的に、その相談に応じ、又は、情報の提供若しくは助言その他の支援等の実績

ウ 医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体並びにこれに従事する者に対し医療的ケアについての情報の提供及び研修等の実績

エ 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関して、医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体との連絡調整等の実績

3 添付書類

(様式第4号)

岡山県医療的ケア児支援センター指定変更届出書

年 月 日

岡山県知事 様

法人住所

法人名称

代表者 職・氏名

(電話)

(FAX)

年 月 日付け 第 号で指定を受けた岡山県医療的ケア児支援センター業務について、次の事項を変更したいので、次のとおり届け出ます。

記

1 変更の内容

(1) 変更前

(2) 変更後

2 変更時期 年 月 日

3 変更の理由

(様式第5号)

岡山県医療的ケア児支援センターの指定申請に係る申立書

年 月 日

岡山県知事

殿

法人住所

法人名称

代表者 職・氏名

(電話)

(FAX)

医療的ケア児支援センターの指定申請にあたり、法人等又はその代表者が、次の事項に該当しないことを申し立てます。

記

- 1 法律行為を行う能力を有しない者
- 2 破産者で復権を得ない者
- 3 岡山県における医療的ケア児支援センターの指定の手続きにおいて、その公正な手続きを妨げた者
- 4 岡山県税（岡山県に納税義務がない者にあつては、本店又は主たる事務所所在地の都道府県税）並びに消費税及び地方消費税に未納がある者

誓 約 書

当社又は当団体は、次のことを誓約いたします。
また、必要な場合には、このことについて岡山県警察本部に照会することを承諾します。

記

- 1 当社又は当団体の役員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 7 7 号) 第 9 条第 2 1 号ロに規定する役員をいう。)は、次に掲げる者のいずれにも該当しません。
 - (1) 暴力団員等(岡山県暴力団排除条例(平成 2 2 年岡山県条例第 5 7 号) 第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)に該当する者
 - (2) 暴力団(岡山県暴力団排除条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等の統制下にある者
 - (3) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- 2 1 の各号に掲げる者が、当社又は当団体の経営に実質的に関与していません。

令和 年 月 日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太 殿

所 在 地
名 役 称
氏 職 名

印

・裏面もご確認ください。

記入時の注意事項

◎ 代表者が記入する場合

- ・ 所在地、名称、役職名及び氏名欄には、登記されている主たる事務所の所在地、名称並びに代表者の役職及び氏名を記名し、代表者印又は契約書に使用する印を押印してください。

◎ 受任者が記入する場合

- ・ 契約に関して、入札参加資格審査申請時に県所定の様式による委任状が提出されていれば、当該委任状中の権限の委任により、この誓約書の内容について記入し、誓約する権限は、受任者が有していますが、契約の解除につながる可能性のある重要な内容なので、念のため事前に委任者に記載内容について確認しておいてください。
- ・ 所在地、名称、役職名及び氏名欄には、受任者の住所、社名及び支店等の名称並びに受任者の職氏名を記名し、契約書に使用する印を押印してください。

(参 考)

岡山県暴力団排除条例（平成 22 年岡山県条例第 57 号）（抄）

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団員等 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者をいう。
- (4)～(6)略

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）（抄）

(定義)

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 略
- (2) 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。
- (3)～(5)略
- (6) 暴力団員 暴力団の構成員をいう。
- (7)・(8)略

(暴力的要求行為の禁止)

第 9 条 指定暴力団等の暴力団員（以下「指定暴力団員」という。）は、その者の所属する指定暴力団等又はその系列上位指定暴力団等（当該指定暴力団等と上方連結（指定暴力団等が他の指定暴力団等の構成団体となり、又は指定暴力団等の代表者等が他の指定暴力団等の暴力団員となっている関係をいう。）をすることにより順次関連している各指定暴力団等をいう。第 12 条の 3 及び第 12 条の 5 において同じ。）の威力を示して次に掲げる行為をしてはならない。

(1)～(20)略

- (21) 行政庁に対し、自己若しくは次に掲げる者（以下この条において「自己の関係者」という。）がした許認可等（行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 2 条第 3 号に規定する許認可等をいう。以下この号及び次号において同じ。）に係る申請（同条第 3 号に規定する申請をいう。次号において同じ。）が法令（同条第 1 号に規定する法令をいう。以下この号及び次号において同じ。）に定められた許認可等の要件に該当しないにもかかわらず、当該許認可等をすることを要求し、又は自己若しくは自己の関係者について法令に定められた不利益処分（行政庁が、法令に基づき、特定の者を名あて人として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。以下この号及び次号において同じ。）の要件に該当する事由があるにもかかわらず、当該不利益処分をしないことを要求すること。

イ 略

- ロ 法人その他の団体であつて、自己がその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）となっているもの

ハ 略

(22)～(27)略

医療的ケア児に関する調査 報告書【概要版】

1 調査の目的

医療の進歩を背景として、人工呼吸器や胃瘻等を使用し、痰の吸引や経管栄養等の医療的ケアが日常的に必要な障害児（以下「医療的ケア児」という）が増加していると考えられている。

平成30年度から県内における医療的ケア児の現状を把握し、今後必要とされる支援について検討する資料とするために、調査を行っている。

2 調査の対象

県内病院（160 施設）及び県内在宅療養支援診療所（312 施設：R3.4.1 現在）
隣県（兵庫県、鳥取県、広島県）7 病院

3 調査の方法

- ・ 調査票を郵送配布（郵送回収）
- ・ 14 項目の在宅療養指導管理料（※）を令和3年5月に算定している満20歳未満（平成13（2001）年6月以降に出生）の児。
- ・ 回答数 全体 91.9%
（県内病院 91.9%、在宅療養支援診療所 92.0%、県外病院 85.7%）

（※）在宅療養指導管理料

- | | | |
|---|------------------------|--------|
| ① | 在宅酸素療法指導管理料 | C103 |
| ② | 在宅中心静脈栄養指導管理料 | C104 |
| ③ | 在宅成分栄養経管栄養法指導管理料 | C105 |
| ④ | 在宅小児経管栄養法指導管理料 | C105-2 |
| ⑤ | 在宅自己導尿指導管理料 | C106 |
| ⑥ | 在宅人工呼吸指導管理料 | C107 |
| ⑦ | 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料 | C107-2 |
| ⑧ | 在宅寝たきり患者処置指導管理料 | C109 |
| ⑨ | 在宅自己疼痛管理指導管理料 | C110 |
| ⑩ | 在宅気管切開患者指導管理料 | C112 |
| ⑪ | 在宅自己腹膜還流指導管理料 | C102 |
| ⑫ | 在宅肺高血圧症患者指導管理料 | C111 |
| ⑬ | 在宅植込型補助人工心臓（拍動流型）指導管理料 | C115 |
| ⑭ | 在宅植込型補助人工心臓（非拍動型）指導管理料 | C116 |

4 調査の期間

令和3年6月1日～7月2日

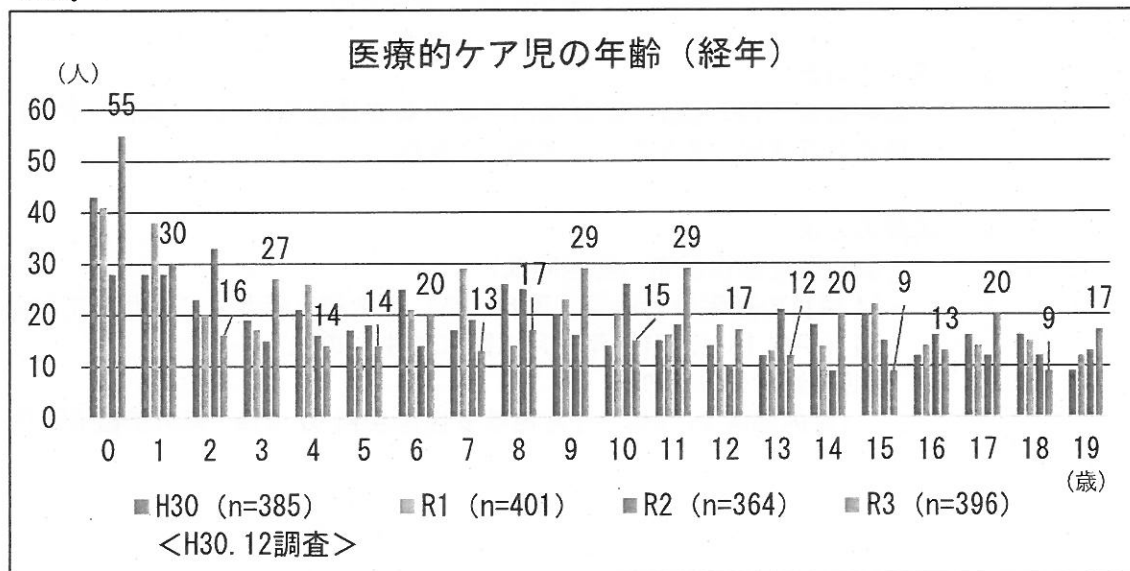
■1 医療的ケアが必要な児の状況

○県内外の医療機関を受診している医療的ケア児は、県内外に居住する 396 人であった。

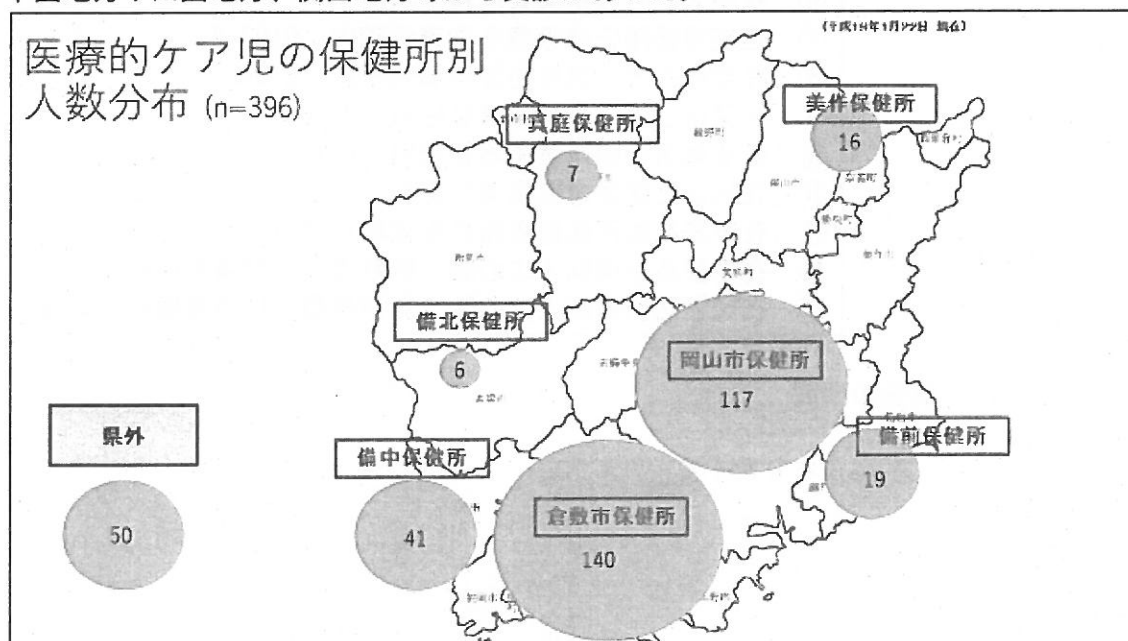
そのうち、岡山県内に居住する児は、346 人（87.4%）であった。

○医療的ケア児の性別は、男児が 224 人、女児が 172 人であった。

○医療的ケア児の年齢は、0 歳児が 55 人と一番多く、約 6 割が 10 歳未満児であった。

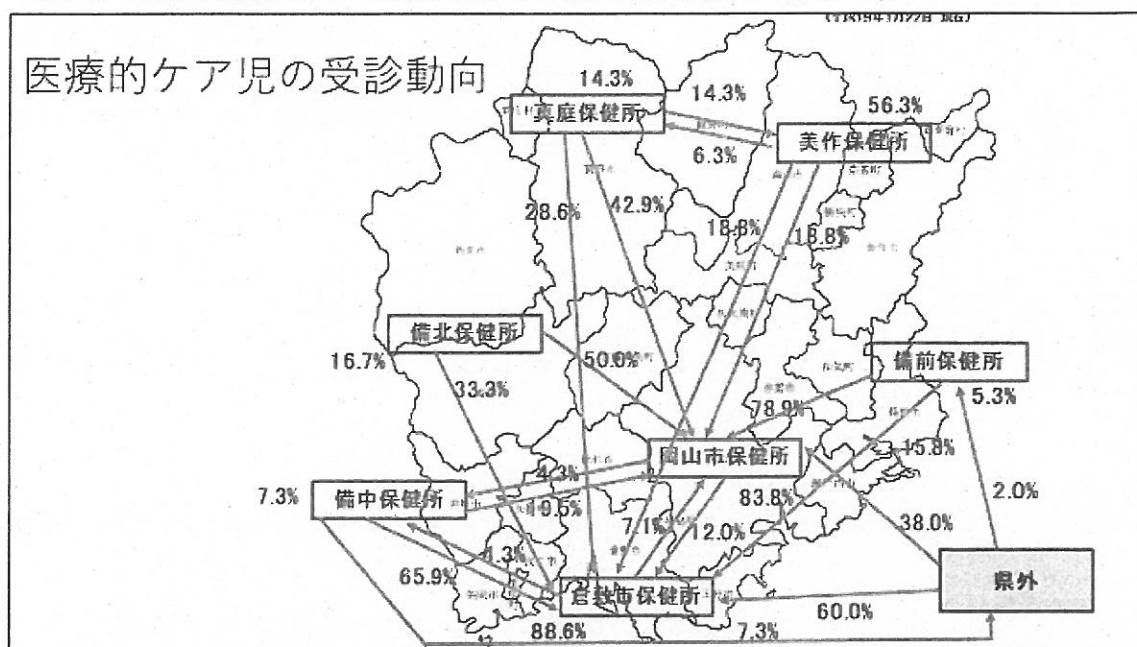


○医療的ケア児の居住地は、岡山市保健所管内と倉敷市保健所管内が多く、合わせると 6 割以上であった。県外から受診している児は、隣県の広島県が多く、中国地方や四国地方、関西地方等から受診があった。



○医療的ケア児が受診して在宅療養指導管理料を算定している医療機関は、居住地を所管する保健所管内の医療機関の児がいる一方、管外の医療機関を受診している児もいた。

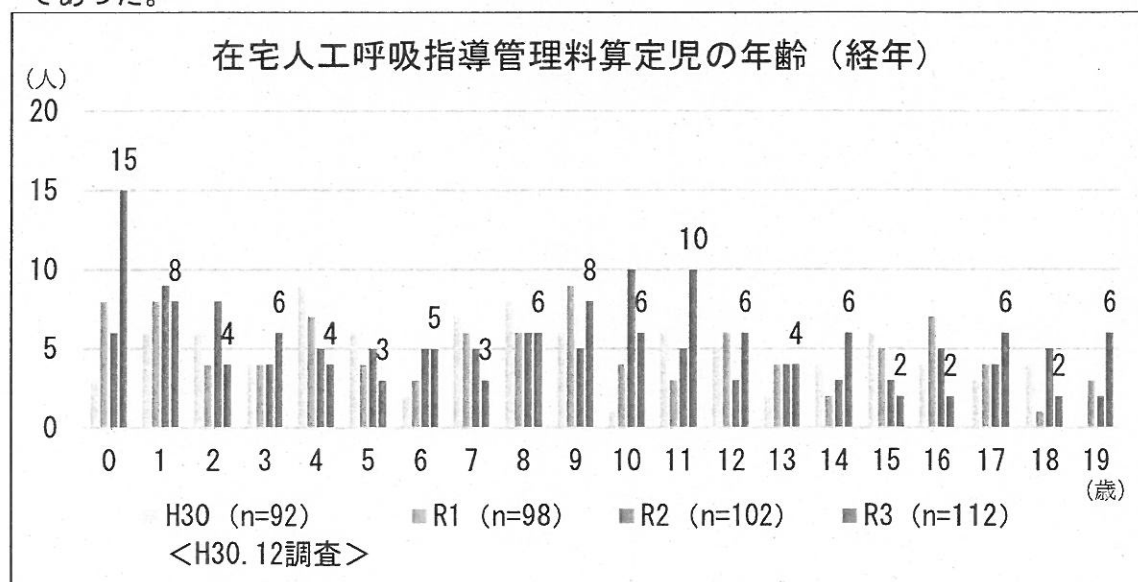
また、全医療的ケア児 396 人を 100%とすると、同保健所管内で医療機関を受診し、在宅療養指導管理料を算定している児は、59.8%であり、岡山市保健所管内、倉敷市保健所管内の医療機関で 9 割以上が算定されていた。



※各保健所管内に居住する児数全体を 100%として、同保健所管内の医療機関を受診して在宅療養指導管理料を算定する児の割合を赤字、管外の医療機関を受診して算定する児の割合を青字で表記している。

■2 在宅人工呼吸指導管理料を算定している児の状況

○在宅人工呼吸指導管理料を算定している児は、117 人 (29.5%) であり、その内、県内に居住する児は112人であった。県内外112人の中で、10歳未満児が55.4%であった。



福祉型・医療型短期入所の医療的ケア児受入調査の実績について

* 福祉型短期入所調査・集計

(令和3年12月調査実施)

調査対象	岡山県内の福祉型短期入所94事業所(令和3年10月現在)
回答数	75事業所(休止中2事業所・未回答17事業所)

受入実績あり	9	12.0%
受入実績なし	66	88.0%

①令和2年度の短期入所受入実績

	事業所名	所在地	受け入れた医療的ケア児者			医療的ケアを行った児者		
			利用人数	利用日数	利用者の住所地	利用人数	利用日数	利用者の住所地
1	竜ノ口寮	岡山市	11人	177日	岡山市、津山市	2人	30日	岡山市
2	倉敷在宅総合ケアセンター ショートステイ	倉敷市	4人	165日	倉敷市	4人	165日	倉敷市
3	あしたば短期入所	倉敷市	1人	10日	倉敷市	1人	10日	倉敷市
4	王慈療護園	倉敷市	2人	270日	倉敷市	2人	270日	倉敷市
5	共生型看護小規模多機能 ホーム 桃の鈴花	倉敷市	9人	107日	倉敷市	1人	36日	倉敷市
6	障害者支援施設 こうのしま荘	笠岡市	2人	7日	笠岡市、矢掛町	2人	7日	笠岡市、矢掛町
7	ショートステイ セレーノ総社	総社市	2人	110日	総社市	1人	71日	総社市
8	輪家	赤磐市			(令和3年4月1日指定)			
9	藤の里地域生活ホーム	和気町	6人	61日	岡山市、赤磐市、和気町	0人	0日	
	計		37人	907日		13人	589日	

②令和3年度(4月～10月)の短期入所受入実績

	事業所名	所在地	受け入れた医療的ケア児者			医療的ケアを行った児者		
			利用人数	利用日数	利用者の住所地	利用人数	利用日数	利用者の住所地
1	竜ノ口寮	岡山市	10人	113日	岡山市、津山市	1人	24日	岡山市
2	倉敷在宅総合ケアセンター ショートステイ	倉敷市	3人	102日	倉敷市	3人	102日	倉敷市
3	あしたば短期入所	倉敷市			(コロナで受入停止中)			
4	王慈療護園	倉敷市	2人	154日	倉敷市	2人	154日	倉敷市
5	共生型看護小規模多機能 ホーム 桃の鈴花	倉敷市	5人	51日	倉敷市	1人	18日	倉敷市
6	障害者支援施設 こうのしま荘	笠岡市	1人	2日	笠岡市	1人	2日	笠岡市
7	ショートステイ セレーノ総社	総社市	3人	81日	総社市	1人	55日	総社市
8	輪家	赤磐市	36人	177日	岡山市、赤磐市、瀬戸内市、備前市	32人	141日	岡山市、赤磐市、瀬戸内市、備前市
9	藤の里地域生活ホーム	和気町	5人	78日	岡山市、赤磐市、和気町	0人	0日	
	計		65人	758日		41人	496日	

調査対象	岡山県内の医療型短期入所19事業所（令和3年10月現在）
回答数	18事業所（休止中1事業所）

受入実績あり	11	61.1%
受入実績なし	7	38.9%

①令和2年度の短期入所受入実績

	事業所名	所在地	受け入れた医療的ケア児者			医療的ケアを行った児者		
			利用人数	利用日数	利用者の住所地	利用人数	利用日数	利用者の住所地
1	旭川児童院	岡山市	342人	1,409日	岡山市、瀬戸内市、倉敷市、真庭市、総社市、美作市、備前市	329人	1,359日	岡山市、瀬戸内市、倉敷市、真庭市、総社市、美作市、備前市
2	旭川療育園	岡山市	81人	264日	岡山市、倉敷市、総社市	67人	230日	岡山市、倉敷市
3	倉敷スイートホスピタル	倉敷市	27人	76日	倉敷市	27人	76日	倉敷市
4	サンサポートつやま	津山市	8人	83日	津山市、美作市、真庭市、鏡野町、美咲町	7人	79日	津山市、美作市、真庭市、美咲町
5	笠岡市立市民病院	笠岡市	1人	8日	矢掛町	0人	0日	
6	井原市立井原市民病院	井原市	3人	16日	井原市、矢掛町	3人	16日	井原市、矢掛町
7	新見中央病院	新見市	1人	72日	新見市	1人	72日	新見市
8	総合病院落合病院	真庭市	2人	14日	新見市	2人	14日	新見市
9	医療法人三水会 田尻病院	美作市	4人	321日	美作市	2人	233日	美作市
10	短期入所事業所いるかの家	浅口市	1人	29日	倉敷市	1人	29日	倉敷市
11	独立行政法人国立病院機構岡山南医療センター	早島町	53人	955日	岡山市、浅口市、倉敷市、総社市、矢掛町	52人	919日	岡山市、浅口市、倉敷市、総社市、矢掛町
	計		523人	3,247日		491人	3,027日	

②令和3年度（4月～10月）の短期入所受入実績

	事業所名	所在地	受け入れた医療的ケア児者			医療的ケアを行った児者		
			利用人数	利用日数	利用者の住所地	利用人数	利用日数	利用者の住所地
1	旭川児童院	岡山市	202人	641日	岡山市、瀬戸内市、倉敷市、真庭市、総社市、美作市、備前市	195人	614日	岡山市、瀬戸内市、倉敷市、真庭市、総社市、美作市、備前市
2	旭川療育園	岡山市	41人	125日	岡山市、倉敷市	39人	122日	岡山市、倉敷市
3	倉敷スイートホスピタル	倉敷市	23人	61日	倉敷市	23人	61日	倉敷市
4	サンサポートつやま	津山市	7人	109日	津山市、美作市、鏡野町	5人	81日	津山市、美作市
5	笠岡市立市民病院	笠岡市	0人	0日		0人	0日	
6	井原市立井原市民病院	井原市	2人	7日	井原市	2人	7日	井原市
7	新見中央病院	新見市	1人	3日	新見市	1人	3日	新見市
8	総合病院落合病院	真庭市	2人	20日	新見市	2人	20日	新見市
9	医療法人三水会 田尻病院	美作市	4人	176日	美作市	2人	123日	美作市
10	短期入所事業所いるかの家	浅口市	1人	8日	倉敷市	1人	8日	倉敷市
11	独立行政法人国立病院機構岡山南医療センター	早島町	48人	669日	岡山市、浅口市、倉敷市、総社市、矢掛町	47人	641日	岡山市、浅口市、倉敷市、総社市、矢掛町
	計		331人	1,819日		317人	1,680日	

医療的ケア児等コーディネーターについて

１ 医療的ケア児等コーディネーターの役割

医療的ケア児等コーディネーターは、医療的ケア児とその家族からの相談に応じ、関係機関の紹介や、利用可能なサービスの情報を提供するとともに、医療的ケア児に必要な多分野にまたがる支援の調整を行う。また、自立支援協議会などの協議の場に参加し、地域における課題の整理や地域資源の開発を行うといった役割が求められる。

コーディネーターの役割を担うのは、相談支援専門員・保健師・訪問看護師を想定しているが、支援の際には医療に関する知識や専門用語についての理解が必要であるため、福祉だけでなく医療的な視点を持つ人材が望ましい。

２ 岡山県内における医療的ケア児等コーディネーターの配置について

「第６期 岡山県障害福祉計画・第２期 岡山県障害児福祉計画」における目標

○配置・・・現状：５市２町１村（Ｒ３．１２月末）

目標：各市町村に配置（市町村単独設置が困難な場合、県が関与した上での、圏域での設置でも差し支えない。）（２０２３年度末）

○配置人数・・・現状：１９人（Ｒ３．１２月末）

目標：５８人（２０２３年度末）

※各市町村における配置状況（別紙のとおり）

３ 各市町村の活用方法

市町村名	活用方法
岡山市	岡山市障害者基幹相談支援センターに医療的ケア児等総合支援事業を委託する中で、医療的ケア児等コーディネーターを配置し、関係機関連携会議や本人・家族・関係機関の相談支援等を実施している。
玉野市	相談支援事業所の相談支援専門員に医療的ケア児等コーディネーターの研修を受けてもらい、相談支援に活用してもらっている。
新見市	医療的ケア児のサービスに関する調整、新見市重症心身障害児者支援事業における連絡調整など。
瀬戸内市	基幹相談支援機能を有している部署に配置し、相談等に対応。
奈義町	保健福祉関係課の職員が担っている。事例なし。
西粟倉村	体制整備についての研修や検討会への参加。

※記載があった市町村のみ

医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者数と市町村での配置(活用)状況

1 各市町村における配置(活用)状況

(単位:人)

市町村名	県実施養成研修の修了者数						各市町村 における 配置等状況 (人数)	備 考
	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	合計		
岡山市	15	13	11	8	12	59	6	
倉敷市	13	15	15	9	8	60	1	
津山市	2	2	5	1	2	12	0	
玉野市	2	1	3	0	1	7	5	
笠岡市	0	1	3	1	1	6	0	
井原市	1	0	0	1	0	2	0	
総社市	2	4	4	2	4	16	0	
高梁市	0	3	4	0	3	10	0	
新見市	0	1	2	0	1	4	3	
備前市	0	1	1	0	1	3	0	
瀬戸内市	2	3	4	2	0	11	1	
赤磐市	0	0	0	1	2	3	0	
真庭市	2	2	0	0	0	4	0	
美作市	1	2	1	0	0	4	0	
浅口市	0	0	0	1	0	1	0	
和気町	1	0	0	0	2	3	1	
早島町	1	0	1	1	0	3	0	
里庄町	0	0	0	0	0	0	0	相談支援事業所なし
矢掛町	1	0	0	0	0	1	0	
新庄村	0	0	0	0	0	0	0	相談支援事業所なし
鏡野町	2	1	0	0	0	3	0	
勝央町	0	0	2	0	2	4	0	
奈義町	0	1	0	0	0	1	1	相談支援事業所なし
西粟倉村	0	1	0	0	0	1	1	
久米南町	0	0	0	0	0	0	0	相談支援事業所なし
美咲町	0	2	0	0	0	2	0	
吉備中央町	1	1	1	0	0	3	0	
県外	1	5	2	0	0	8		
計	47	59	59	27	39	231	19	

※市町村における配置等状況(人数):令和3年12月末時点

※配置等:相談支援事業所への委託配置を含む。

医療的ケア児等の支援に関する協議の場の設置状況について

令和3年12月末現在

市町村名	協議の場の名称	事務局担当部局	設置年度	実施方法	対象エリア
岡山市	岡山市医療的ケア児支援連絡会議	③障害福祉部門	R1済	庁内関係課（保健・医療・福祉・保育・教育）の連絡会議	岡山市
	岡山市障害者自立支援協議会医療的ケア児支援ワーキング会議	③障害福祉部門	R1済	自立支援協議会等外部関係機関と庁内関係課の協議の場	岡山市
倉敷市	倉敷地区重症児・者の在宅医療を考える会	③障害福祉部門	R2済	「倉敷地区重症児・者の在宅医療を考える会」と倉敷地域自立支援協議会との連携	倉敷市・早島町
津山市	医療的ケア児支援推進会議	③障害福祉部門	H30済	(新規)	津山市
	津山地域自立支援協議会医療的ケア児等支援ネットワーク会議	⑥その他	H30済	津山地域自立支援協議会を活用	津山市・久米南町・鏡野町・美咲町
玉野市	玉野市障害者総合支援協議会子ども部会	⑤教育部門	H31(R1)済	玉野市自立支援協議会子ども部会を活用	玉野市
笠岡市	笠岡市地域ケア会議	③障害福祉部門	R3済	笠岡市地域ケア会議	笠岡市
井原市	井原市地域自立支援協議会【重心（医ケア）児者部会】	③障害福祉部門	R3済	井原市地域自立支援協議会【重心（医ケア）児者部会】を活用	井原市
総社市	医療的ケア児支援体制検討プロジェクトチーム	⑥その他	H30済	総社市地域自立支援協議会を活用	総社市
高梁市	高梁市自立支援協議会	③障害福祉部門	R3済	高梁市自立支援協議会	高梁市
新見市	(未定)		(未定)	(未定)	新見市
備前市	備前市・赤磐市・和気町障害福祉担当者会議	③障害福祉部門	R2済	備前市・赤磐市・和気町の行政担当者会議を活用	備前市・赤磐市・和気町
瀬戸内市	瀬戸内市地域自立支援協議会こども部会	③障害福祉部門	H30済	瀬戸内市地域自立支援協議会を活用	瀬戸内市
赤磐市	備前市・赤磐市・和気町障害福祉担当者会議	③障害福祉部門	R2済	備前市・赤磐市・和気町の行政担当者会議を活用	備前市・赤磐市・和気町
真庭市	真庭地域自立支援協議会	③障害福祉部門	R2済	真庭地域自立支援協議会子ども・子育て支援部会を活用	真庭市・新庄村
美作市	勝英地域自立支援協議会	③障害福祉部門	R3予定	勝英地域自立支援協議会ぐんぐん育てよう部会（こども部会）を活用	美作市・勝央町・奈義町・西粟倉村
浅口市	(未定)		(未定)	(未定)	(未定)
和気町	備前市・赤磐市・和気町障害福祉担当者会議	③障害福祉部門	R2済	備前市・赤磐市・和気町の行政担当者会議を活用	備前市・赤磐市・和気町
早島町	倉敷地区重症児・者の在宅医療を考える会	③障害福祉部門	R2済	「倉敷地区重症児・者の在宅医療を考える会」と倉敷地域自立支援協議会との連携	倉敷市・早島町
里庄町	(未定)		(未定)	(未定)	里庄町
矢掛町	(未定)		(未定)	(未定)	矢掛町
新庄村	真庭地域自立支援協議会	③障害福祉部門	R2済	真庭地域自立支援協議会子ども・子育て支援部会を活用	真庭市・新庄村
鏡野町	津山地域自立支援協議会医療的ケア児等支援ネットワーク会議	⑥その他	H30済	津山地域自立支援協議会を活用	津山市・久米南町・鏡野町・美咲町
勝央町	勝英地域自立支援協議会	③障害福祉部門	R3予定	勝英地域自立支援協議会ぐんぐん育てよう部会（こども部会）を活用	美作市・勝央町・奈義町・西粟倉村
奈義町	勝英地域自立支援協議会	③障害福祉部門	R3予定	勝英地域自立支援協議会ぐんぐん育てよう部会（こども部会）を活用	美作市・勝央町・奈義町・西粟倉村
西粟倉村	勝英地域自立支援協議会	③障害福祉部門	R3予定	勝英地域自立支援協議会ぐんぐん育てよう部会（こども部会）を活用	美作市・勝央町・奈義町・西粟倉村
久米南町	津山地域自立支援協議会医療的ケア児等支援ネットワーク会議	⑥その他	H30済	津山地域自立支援協議会を活用	津山市・久米南町・鏡野町・美咲町
美咲町	津山地域自立支援協議会医療的ケア児等支援ネットワーク会議	⑥その他	H30済	津山地域自立支援協議会を活用	津山市・久米南町・鏡野町・美咲町
吉備中央町	吉備中央町障害者等自立支援協議会教育保育部会	③障害福祉部門	H31(R1)済	吉備中央町障害者等自立支援協議会を活用	吉備中央町

※19市町村で設置済（14の場）

※令和3年度中、4市町村 1の場が設置予定。

医療的ケア児への支援が可能な障害福祉サービス事業所について

医療的ケア児の受入に関する調査
 【令和３年９月実施・岡山県】（11/4現在）

①	調査実施期間	令和３年９月８日～３０日
②	調査対象	岡山県内の全障害児・障害者指定事業所 （約1,500事業所・再掲あり）
③	調査方法	岡山県電子申請システム
④	回答事業所	290事業所
⑤	④のうち取組をしている事業所	76事業所 （うち公表可58事業所・非公表18事業所）
⑥	⑤を事業所種別毎に分けた場合の 事業所数	142事業所 （うち公表可110事業所・非公表32事業所）
⑦	④のうち取組をしていない事業所	214事業所
⑧	⑦のうち取組をしていないが 前向きに考えている事業所	9事業所 （うち公表可5事業所・非公表4事業所）

提供可能な医療的ケアの内容 …… ○：受入可能、△相談があれば検討

【全体】

事業所名	住所	電話番号	事業所種別				経管栄養 (経鼻、 胃ろう、 腸ろう)	中心静 脈栄養	口腔・ 鼻腔内 のたん 吸引	気管切 開部か らのた ん吸引	気管切 開と人 工呼吸 管理	マスク による 人工呼 吸管理	在宅酸素療法	導尿	その他	自由記載欄
1 療育センターももっこ	岡山県岡山市北区 下足守1627-1	086-295-2017	児童発達 支援	放課後等 デイサー ビス			×	×	×	×	×	×	△	×		
2 児童デイサービス 『ももっこ』	岡山県岡山市北区 白石西新町	086-250-5430	児童発達 支援	放課後等 デイサー ビス			×	×	×	×	×	×	△	×		
3 ひらた旭川荘通園センター	岡山県岡山市北区 平田407	086-805-3810	児童発達 支援	放課後等 デイサー ビス	生活介護 (者)		○	△	○	○	○	○	○	○		
4 療育・医療センター	岡山県岡山市北区 根園866	086-275-1945	医療型障 害児入所 施設				○	△	○	○	○	○	○	○		
5 すくすく塾 大元	岡山県岡山市北区 大元2丁目1番18	086-250-1463	児童発達 支援	放課後等 デイサー ビス			△	△	△	×	×	×	×	×	△(基本的に は受け入れ たいと考え ております が、状況に 応じてとな ります。)	
6 ヘルパーステーション ありがとう	岡山県岡山市北区 櫛川431-14 サンコーボ城南 101	086-362-7475	居宅介護	重度訪問 介護			○	×	○	○	○	○	○	×		現在、喀痰吸引等1号研修修了者 (人工呼吸器対応可)2名、2号 研修修了者(人工呼吸器対応 可)3名、3号研修修了者1名の6 名のスタッフが対応可能です。 利用の際には、主治医の指示書 に基づき、訪問看護ステーション 等と連携を取って支援させて 頂きます。
7 ぶらすワン大元	岡山県岡山市北区 大元上町10-28	086-243-4474	児童発達 支援	放課後等 デイサー ビス			△		△	×	×	×	×	×	△(看護師の 勤務日のみ の受け入れ となる)	
8 デイサービスセンター ハッピークラブ	岡山県岡山市北区 櫛川440-1	086-903-3001	居宅介護	重度訪問 介護	生活介護 (者)	その他障 害福祉 サービス 事業所(日 中一時支 援)	○	○	○	○	○	○	○	○		

9	デイセンターなずな	岡山県岡山市北区 五柏字森木1701-3	086-206-6277	生活介護 (者)																○(脱気、浣腸)		
10	エスアール・スター	岡山県岡山市北区 稲倉53番地	086-284-8090	生活介護 (者)																△(看護師が勤務している時間のみのみ)		
11	医療法人恵生会 中仙道デイサービスセンター	岡山県岡山市北区 中仙道1-1-43	086-241-1212	生活介護 (者)																		生活介護のみの事業所になります。よろしくお願いいたします。
12	訪問介護 皇	岡山県岡山市中区 神下127-5	086-206-3671	居宅介護	重度訪問介護																	
13	このえ福祉会	岡山県岡山市中区 藤原西町2-6-56	090-7544-0505	居宅介護	重度訪問介護																	
14	訪問看護ステーション シエール	岡山県岡山市中区 海苔1794-3	086-207-2642	その他障 害福祉 サービス 事業所(訪問看護)																○(呼吸器・ハ ビリ・栄養 支援・褥瘡 透折・その他)		医療依存度の高い方の受け入れも行っていきます。相談支援専門員も所属しています。
15	サルビスピアセンター	岡山県岡山市中区 原尾島1-8-14	086-270-1117	居宅介護	重度訪問介護																	
16	つばみ	岡山県岡山市中区 今在家374-1 c棟	086-230-2737	放課後等 デイサー ビス																		
17	サニール平島	岡山県岡山市東区 真平島1389-7	086-230-0115	児童発達 支援	放課後等 デイサー ビス																	
18	アニーの家	岡山県岡山市南区 大福667	086-250-1669	児童発達 支援	放課後等 デイサー ビス															△(医療的ケア アールに必要な ケアについて は要相談)		
19	デイサポートLaw	岡山県岡山市南区 西紅陽台2丁目58-418	086-236-8367	放課後等 デイサー ビス																		
20	デイハウスかりん	岡山県岡山市南区 藤田1543	086-296-5050	生活介護 (者)																		当事業所では、医療的ケア設備がないため必要な器具類は持込となります。また、当日勤務する看護師によって可能な医療ケアが違ってくるため、受け入れについてはその都度ご相談の上検討させていただきます。

岡山市の医療的ケア児等支援状況について

R4.1月

岡山市障害福祉課

I. 岡山市内医療的ケア児の概況：医療的ケア児実人数：122人

(令和3年9月末 健康づくり課把握分)

II. 協議の場の開催状況について(別紙参照)

(1) 岡山市医療的ケア児支援連絡会議

本庁内関係各課の連携や情報共有を目的とする課長会議。

(2) 岡山市自立支援協議会医療的ケア児支援ワーキング会議

岡山市内関係機関の連携会議。本年度3回実施予定。

※岡山市障害者基幹相談支援センター (R3.6.1開所)

・医療的ケア児総合支援事業を委託実施。

・医療的ケア児コーディネーターを6人換算で配置。

(業務)自立支援協議会医療的ケア児支援WG開催、運営。

障害福祉の司令塔として、医療的ケア児の専門的な福祉の相談支援。

相談支援専門員・福祉サービス事業所への助言・指導、研修等の人材育成。

医療的ケア児とその家族の支援、関係機関連携、コーディネート支援等

III. 医療的ケア児等コーディネーターについて

(1) コーディネーター研修修了者数 59人

(2) 配置人数：6人(障害者基幹相談支援センターに配置)

IV. 医療的ケア児等の支援について

(障害福祉課)

① 岡山市障害者基幹相談支援センター委託設置。

② 訪問入浴サービス事業の対象を、学齢期⇒未就学児に拡大。(R4.4.1～)

③ 防災対策について、WGにて情報共有や連携するとともに、研修会を開催(基幹にて)。

倉敷市の医療的ケア児等支援状況について

●倉敷市内医療的ケア児の概況

医療的ケア児人数：８８人　医療的ケア者人数：４５人（Ｒ３．９月時点）

※把握方法：保健所保健課，障がい福祉課による

小児慢性特定疾病医療費、特定医療費（指定難病）の申請時の独自のアンケート調査及び面接、県や医療機関等からの情報提供、相談支援事業所からの情報提供

●倉敷市の取組

既存の協議会である倉敷地区重症児・者の在宅医療を考える会を医療的ケア児等支援の協議の場としている

構成機関：南岡山医療センター　倉敷成人病センター　川崎医科大学付属病院

つばさクリニック　倉敷中央病院

訪問看護事業所　支援学校

倉敷地域機関相談支援センター

倉敷市保健所　倉敷市障がい福祉課

※機関は議題によって変更あり

※令和３年度は１回実施

・令和３年９月２４日（土）１８：３０～１９：３０

議題：重症心身障害児（者）の災害時の支援について

●医療的ケア児等コーディネーターの配置

・コーディネーター研修修了者数：４３人（Ｒ２年度）

・倉敷市として配置人数：１人（令和３年度から倉敷地域基幹相談支援センターに配置）

●レスパイトサービス拡大促進事業

令和３年度予算：　９，０００，０００円

令和４年度予算：１１，０００，０００円

岡山県市町村地域自立支援協議会 事務局連絡会

- 1 日 時：令和３年１０月２１日（木）
- 2 場 所：高梁総合文化会館
- 3 参加者：各地域協議会事務局（事業者担当者、市町村担当者）、
県のアドバイザー、県のコーディネーター、県民局・県担当者等

（医ケア児分科会での議論）

- ・ 自立支援協議会の中に協議の場を設置している。
- ・ 協議の場は増えているが、これから協議に入っていくところやまだ協議には至っていないところもある。
- ・ コーディネーターについて、配置することが先に立ってしまい、目的や適性が周知されていないのではないかと。
- ・ 現状としては協議の場は増えているものの、対象者や社会資源が少ないこともあり協議自体が進みにくい。
- ・ 今後どのように協議の場を持ち協議を進めていくかは課題。
- ・ 色々な機関の連携は必要だがある程度の人数制限はその時々状況に応じて必要。
- ・ 民間と行政の協力や役割分担も必要。
- ・ どのように引き継いでいくか。担当が変わることにより振り出しに戻らないようにしなければならない。

医療的ケア児等支援に係る市町村説明会 【備前県民局管内】

- 1 日 時 令和４年１月１８日（火）
- 2 参加者 備前県民局管内市町村担当者、県民局・県担当者

（県・市町村との意見交換）

- ・ 協議の場は、自立支援協議会の教育保育部会やこども部会を活用している。
- ・ 看護や訪問リハの先生、保健所の力を借りて企画しているが、教育現場の話、肢体不自由の学校の事例をきいたり、振り返りの会を開催したりして勉強している。
- ・ 医療的ケア児については、サービスや手帳の申請に来る人は聞き取りで把握できるが、窓口で手続きがない人については、把握できていない。
- ・ 指定難病・小児慢性特定疾患の療養費の申請を受け付に際し、医療的ケアを把握しているが、訪問看護の情報もある。医療的ケアのある方全部の数を把握することは難しい。
- ・ 災害時に人工呼吸器をつけている人は２４時間サポートが必要なため、児も者も保健所で災害対策をとっている。昨年度から様式を作ったので、声かけをしながら、少しずつ計画を進めている。

岡山県地区防災計画等作成推進協議会・個別避難計画研究部会の開催状況

令和3年5月の災害対策基本法改正により個別避難計画の作成が市町村の努力義務となり、また、避難行動要支援者の避難行動支援に関して留意すべき事項をまとめた取組指針において、計画作成には、日頃から要支援者本人の状況等をよく把握しており、信頼関係も期待できる福祉専門職の参画を得ることが極めて重要であるとされたことから、市町村の防災・福祉担当職員を対象に、国が推奨する計画作成手順等を学ぶための研究部会を開催した。

出席者は、各市町村担当者、協力団体（一般社団法人岡山県介護支援専門員協会、岡山県相談支援専門員協会）、アドバイザー（駒澤大学 川上富雄教授、ノートルダム清心女子大学 中井俊雄准教授、日本防災士協会岡山県支部 神田敬三支部長）、県（危機管理課、保健福祉課、障害福祉課、長寿社会課）。

第1回 令和3年 8月 2日（月曜日） 12時45分～16時40分
おかやま西川原プラザ
・個別避難計画（講義）

第2回 令和3年 8月25日（水曜日） 13時00分～16時30分
Zoom
・各自治体における取組の共有
・グループワーク

第3回 令和3年10月29日（金曜日） 12時45分～16時40分
おかやま西川原プラザ
・福祉専門職が関与した個別避難計画の作成
・グループワーク

第4回 令和3年11月22日（月曜日） 13時00分～16時50分
オルガビル地下1階オルガホール
・福祉専門職が関与した個別避難計画の作成（高齢者版）
・グループワーク

第5回 令和4年 1月 6日（木曜日） 12時45分～16時40分
おかやま西川原プラザ
・福祉専門職が関与した個別避難計画の作成（障害者版）
・グループワーク

福祉避難所関係の取組

(1) 「岡山県福祉避難所設置・運営マニュアル作成ガイドライン」を改定 (令和3年9月)

○医療的ケア児に関する主な改定箇所

- ・本文中「指定福祉避難所の対象者の把握」において、対象者の例示に「何らかの特別な配慮を必要とする者として、人工呼吸器、酸素供給装置等を利用している在宅の難病患者、医療的ケアを有する者」を追加
- ・「要配慮者の特性と避難所における配慮事項」に追加

医療的ケア児・者
【特性】 ・人工呼吸器、気管切開、酸素療法、吸引・吸入、経管栄養（経鼻・胃ろう・腸ろう）、導尿、ストーマなどの医療的ケアが日常的に必要な児・者である。 ・薬を服用している場合が多い。自力で移動できない場合が多い。 ・重症心身障害のある方である場合が多いが、肢体不自由や知的障害を伴わない場合もあり、外見からは医療的ケアが必要か否かわからないこともある。 ・体温調節が苦手、気温の変化に弱い。体調が変化しやすい方も多い。 【必要な配慮】 ・非常用電源の確保が必要となる。 ・避難方法の個別性が高く、持ち出し品も多いことから、本人及び家族だけでの避難は困難な場合が多いため、支援者の確保が必要となる。 ・常時使用する医療機器、医薬品等を調達することが必要となる。 ・感染症などに罹患すると重症化する恐れがあるため、清潔面に注意する必要がある。 ・酸素療法などの場合は火気厳禁。 ・清潔管理が必要な医療的ケア（気管切開など）があり配慮を要する。 ・食事形態が、経口摂取や経管栄養など様々である。経管栄養に使用する器具も多様で、衛生管理が必要になる。 ・長時間車椅子に座れない方が多く、ベッドを使用する。 ・言葉によるコミュニケーションが苦手な方には、表情や全身の変化に配慮し、体調管理に気をつける。 ・体温調節が苦手な場合が多いので、室温管理に配慮する必要がある。 ○特に注意を要する点 ・電気が切れたとたん命に関わる場合も多いため、特に注意が必要である。 ・酸素流量の多い方もおられ、酸素ボンベの残量に注意し、予備の酸素が必要である。
【必要な人材・資器材（例）】 医療従事者、支援者、電源、電池、医療機器、医療用具、衛生用品、医薬品、水、酸素、経管・経腸栄養剤、おむつ、おしりふき、ベッド ほか

(2) 令和3年度福祉避難所の設置・運営に関する実務研修

(市町村防災担当、市町村福祉担当、社会福祉協議会、施設職員等対象)

第1回	令和3年10月20日（水）	参加者 45名
第2回	令和3年11月26日（金）	参加者 35名

個別避難計画等・市町村窓口（令和4年1月現在）

	市町村名	避難行動要支援者に 関する窓口	個別避難計画 策定窓口
1	岡山市	危機管理室 (電話) 086-803-1082 (ファックス) 086-234-7066	
2	倉敷市	保健福祉推進課 (電話) 086-426-3303 (ファックス) 086-421-4411	防災推進課 (電話) 086-426-3131 (ファックス) 086-421-2500
3	津山市	生活福祉課 (電話) 0868-32-2063 (ファックス) 0868-32-2153	
4	玉野市	福祉政策課 (電話) 0863-32-5564 (ファックス) 0863-31-9179	
5	笠岡市	地域福祉課 (電話) 0865-69-2133 (ファックス) 0865-69-2182	
6	井原市	福祉課 (電話) 0866-62-9516 (ファックス) 0866-62-9310	
7	総社市	危機管理室 (電話) 0866-92-8599 (ファックス) 0866-93-9479	
8	高梁市	福祉課 (電話) 0866-21-0284 (ファックス) 0866-23-1433	
9	新見市	福祉課 (電話) 0867-72-6126 (ファックス) 0867-72-1407	
10	備前市	地域福祉連携課 (電話) 0869-64-1827 (ファックス) 0869-64-1847	
11	瀬戸内市	危機管理課 (電話) 0869-22-3904 (ファックス) 0869-22-3299	
12	赤磐市	くらし安全課 (電話) 086-955-2650 (ファックス) 086-955-1353	
13	真庭市	福祉課 (電話) 0867-42-1581 (ファックス) 0867-42-1369	
14	美作市	危機管理室 (電話) 0868-72-1111 (ファックス) 0868-72-6367	

	市町村名	避難行動要支援者に 関する窓口	個別避難計画 策定窓口
15	浅口市	社会福祉課 (電話) 0865-44-7007 (ファックス) 0865-44-7110	
16	和気町	健康福祉課 (電話) 0869-93-3681 (ファックス) 0869-92-0121	
17	早島町	健康福祉課 (電話) 086-482-2483 (ファックス) 086-483-0564	
18	里庄町	健康福祉課 (電話) 0865-64-7211 (ファックス) 0865-64-7236	
19	矢掛町	福祉介護課 (電話) 0866-82-1026 (ファックス) 0866-82-9061	総務防災課 (電話) 0866-82-1010 (ファックス) 0866-82-1454
20	新庄村	住民福祉課 (電話) 0867-56-2646 (ファックス) 0867-56-7044	
21	鏡野町	保健福祉課 (電話) 0868-54-2986 (ファックス) 0868-54-2891	
22	勝央町	健康福祉部 (電話) 0868-38-7102 (ファックス) 0868-38-7103	総務部 (電話) 0868-38-3111 (ファックス) 0868-38-3120
23	奈義町	こども・長寿課 (電話) 0868-36-6700 (ファックス) 0868-36-6772	
24	西粟倉村	保健福祉課 (電話) 0868-79-2233 (ファックス) 0868-79-2125	
25	久米南町	保健福祉課 (電話) 086-728-4411 (ファックス) 086-728-4414	
26	美咲町	福祉事務所 (電話) 0868-66-1129 (ファックス) 0868-66-1167	
27	吉備中央町	福祉課 (電話) 0866-54-1317 (ファックス) 0866-54-1306	

岡山県自立支援協議会専門部会設置要領

(趣旨)

第1条 この要領は、岡山県自立支援協議会設置要綱第7条の規定に基づき設置する岡山県自立支援協議会専門部会（以下「専門部会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(体制)

第2条 専門部会として、次の部会を設置する。

- (1) 人材育成部会
- (2) 就労支援部会
- (3) 医療的ケア児等支援部会

(所掌事務)

第3条 専門部会の名称と主な協議・検討事項は、次に掲げるとおりする。

(1) 人材育成部会

- ア 各種研修の企画、実施に関する事項
- イ 市町村の相談支援体制の状況把握、支援策に関する事項
- ウ 県相談支援アドバイザー等の活用に関する事項
- エ 相談支援従事者等の人材育成方策に関する事項

(2) 就労支援部会

- ア 就労支援体制の整備に関する事項
- イ 障害者就業・生活支援センターの取組に関する事項
- ウ 福祉的就労から一般就労への移行に関する事項
- エ 就労継続支援A型事業所の経営改善支援に関する事項
- オ 就労継続支援B型事業所の工賃向上に関する事項

(3) 医療的ケア児等支援部会

- ア 関係機関相互の課題、情報の共有に関する事項
- イ 関係機関相互の連携の強化、支援策に関する事項

(会長及び副会長)

第4条 部会に会長を1人置く。

- 2 会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、専門部会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長は、会長に事故あるとき又は欠けたときにその職務を代理するものをあらかじめ指名しておくものとする。

(組織)

第5条 第2条各号に定める各専門部会は、委員20人以内で構成する。

2 部会に必要な応じて臨時委員を置くことができる。

(会議等)

第6条 専門部会は、会長が招集し、その会議の議長となる。

2 会長は、部会に属さない者が当該部会に出席し、意見を述べることを申し出たときは、これを許可することができる。

3 専門部会は、第3条に掲げる事項について調査又は検討を行うこととし、その結果は、適時に岡山県自立支援協議会へ報告するものとする。

(作業部会)

第7条 部会での協議をより充実させるため、部会での協議により、作業部会を必要に応じて開催することができるものとする。

2 会長は、専門部会の協議・検討事項について必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 専門部会の庶務は、障害福祉課において処理する。

附則

この要領は、平成31年3月1日から施行する。

岡山県自立支援協議会医療的ケア児等支援部会委員名簿

(任期: R2.4.1～R4.3.31)

R3. 6. 28現在

	氏 名	職 名	職 名	備考
1	井上 美智子	(独) 国立病院機構南岡山医療センター	医師	
2	江田 純子	(一社) 岡山県訪問看護ステーション連絡協議会 (公社) 岡山県看護協会 地域包括ケア推進室	会長	
3	国富 泰二	(公社) 岡山県医師会 (旭川荘療育・医療センター)	理事	会長
4	篠塚 雅子	(福) 旭川荘 旭川荘療育・医療センター 小児科	医長	
5	津島 ひろ江	関西福祉大学	名誉教授	副会長
6	土肥 範勝	(一社) 岡山県歯科医師会	理事	R3. 6. 28～
7	永田 拓	岡山県相談支援専門員協会	会長	
8	平松 裕史	特別支援学校校長会(岡山県立早島支援学校校長)	担当役員	
9	宮木 悦子	岡山県重症心身障害児(者)を守る会	副会長	
10	村下 志保子	(福) 旭川荘 旭川児童院 地域療育センター	所長	
11	山浦 勝利	岡山県肢体不自由児者福祉協会	副会長	
12	横山 裕司	岡山県小児科医会 (岡山愛育クリニック小児科)	会長	
13	鷺尾 洋介	日本小児科学会岡山支部 (岡山大学小児科)	准教授	
14	中村 誉	岡山県教育庁特別支援教育課	課長	
15	森 隆之	岡山県保健福祉部医療推進課	課長	R3. 4. 1～
16	國富 優香	岡山県保健福祉部健康推進課	課長	
17	松本 茂樹	岡山県保健福祉部医薬安全課	課長	
18	金平 陽子	岡山県保健福祉部子ども未来課	課長	R3. 4. 1～
19	小寺 恵子	岡山県保健福祉部障害福祉課	課長	R3. 4. 1～

※委員：五十音順（県職員以外）

令和3年度第1回 岡山県自立支援協議会医療的ケア児等支援部会 議事概要（要旨）

- 1 日 時 令和3年8月4日（水）
- 2 場 所 おかやま西川原プラザ
- 3 時 間 13:00～15:00
- 4 参加者 委員19名中17名出席、オブザーバーとして2課の担当者が出席
※欠席2名：中村委員（特別支援教育課）、國富委員（健康推進課）
※代理出席2名：特別支援教育課：本井総括副参事、健康推進課：平田総括参事
※オブザーバー：危機管理課（2名）、保健福祉課（2名）

5 協議・報告

（1）医療的ケア児及びその家族に対する支援等について

- ・岡山県と岡山市で、情報共有をする必要がある。
- ・支援法の成立に対し、嬉しく思うし、期待している。
- ・岡山市にショートステイの補助が出ていないことは問題だと考えている。
- ・放課後デイサービス、短期入所、教育、それぞれの取り組みも大事だが、相乗りの取組というのにも必要だと考える。
- ・学校看護師も重要だが、就学前からの引継ぎや卒業後のことを考えると、外部の訪問看護師が入るというような取組を考えてはいかがか。
- ・報酬改定等の話を事業所に周知してほしい。
- ・放課後短期預かりや放課後デイ等で、医療的ケア児を受け入れる事業者があるか。今あるサービス資源の把握をしてほしい。
- ・国の実証研究等で、市町村へ委託をするという話があったようだが、結局どこの市町村も申請していないようだ。このような事業を県教委はどのように把握をしているのか。
- ・親は、情報を得ることが難しいので、どんな小さな情報でも早く教えてほしい。
- ・訪問看護ステーションに委託事業者として入ってもらって、その時に医療的ケアに来てもらうような契約をして、その裾野を広げやすくするという考え方は可能か。
- ・医療的ケア児保育支援事業は、看護師に吸入だけというようなスポットだけで入れるような市町村に雇われている看護師をその時間だけ行ってもらおうという場合に使えるか。

（2）災害時における医療的ケア児等の支援について

- ・岡山県で地区防災計画等作成モデル事業が始まった。
- ・災害対策基本法が改正され、事前に調整をした人が、福祉避難所へ直接避難できることになった。
- ・福祉避難所に直接行けるようになるまでに、現在、岡山県小児科医会と岡山県医師会小児科部会が実施している「ぼうさいやどかり」という制度がある。
- ・市町村が福祉避難所に指定した施設に対しては、電源を準備する予算がある。
- ・医療機関を福祉避難所に指定することも可能だ。
- ・学校が避難所であることは変わらない。特別支援学校はケアが可能だが、地域の学校の保健室やケア室の充実も考えてほしい。
- ・先日、山陽新聞に掲載されていた、キャンピングカーを利用した「ひなんピング」という取組も出てきている。

- ・昼間に支援学校にいる間に災害が起こることも想定して準備をしているが、それ以外の時間に災害が起こった場合に、支援学校に通っている子は特例で他の市町村に住んでいても、支援学校に避難ができる。ただ、避難所として開設されない場合は、避難所とならない。どのような場合に開設されるのか、今後の話し合いとなる。保健室やケアルームも活用していきたい。
- ・非常用に電源やプロパンガスの準備がされているが、稼働するメンテナンスの一部として避難訓練を取り入れてはどうか。
- ・個別支援計画が5年以内に作られるそうだが、医療的ケア児は人数もあまりいないので、優先してつくってほしい。
- ・個別支援計画の窓口はどこか。市町村の誰に言えば、個別支援計画を立ててもらえるのか。
- ・医療的ケア児等コーディネーターを養成しているが、うまく活用できていない。
- ・倉敷市では、以前、難病の分野で個別避難計画を保健師が関係してたてている。医療的ケア児については、医療的ケア児等コーディネーターを活用できればと考える。
- ・福祉避難所での医療的ケア児の対応の仕方のようなリーフレットを作成している途中なので、完成したら活用してほしい。
- ・専門職の活用の部分でいうと、医療的ケア児の場合は、個別のプランナーがついていない場合があるので、福祉専門職が個別支援計画の中心になるような場合は、漏れないように気を配る必要がある。
- ・真備で被災したときに、利用者を別の施設に移すことになったため、スタッフが働く場所がないという問題が生じた。このような場合に、福祉避難所等でサポーターとして入るような考え方もある。
- ・支援学校で働く看護師の調査をした。京都市では看護師を教員として採用している。小児看護の経験者を優先している。かなりのベテランが入っている。
- ・学校のケアは難しい。学校に入るときは何科からきても研修をしてほしい。生徒を患者としてみる場合もある。
- ・学校における看護師の問題としては、部屋も机もないという問題もある。
- ・文部科学省が看護師のポジションを設定することが重要だ。
- ・小さい自治体は小回りがきくものの、担当が理解できていない場合もあるので、県にフォローをしてほしい。

—以上—